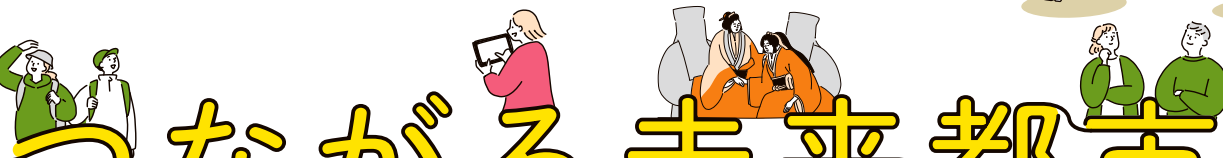




第11次 厚木市 総合計画



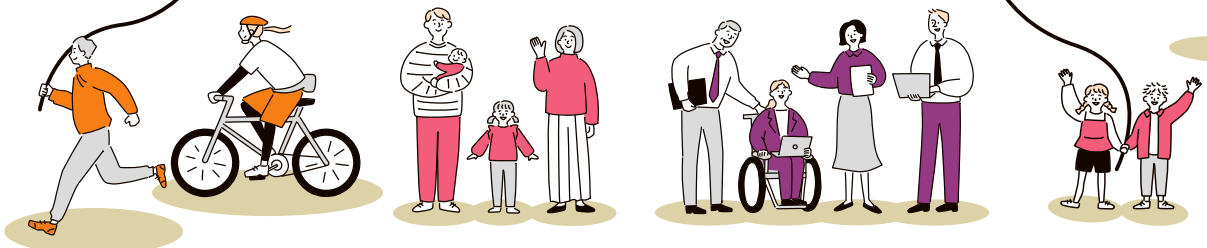
令和8(2026)年度→令和17(2035)年度



つながる未来都市



ATSUGI



令和8(2026)年3月



はじめに



この計画は、これからのまちづくりを市民の皆様と共に進めていくための指針として、今後10年にわたる厚木市のまちづくりの考え方や方向性をまとめたものです。

策定に当たっては、無作為抽出による市民参加の取組を始め、女性や若い世代を含む多様な市民の皆様との対話や意見交換、パブリックコメントなど、様々な機会を通じて多くの思いが寄せられました。

将来都市像として掲げた「つながる未来都市 -A-T-S-U-G-I-(あつぎ)」は、人や地域、自然や技術がつながり合いながら、新しい価値を生み出していくまちの姿を表しています。この将来都市像の実現に向けて、「住みたいまち」「育てたいまち」「働きたいまち」の三つの戦略を柱とする重点プロジェクトを位置付け、分野を越えた取組を進めていきます。

市民の皆様と共に、将来にわたって、誰もが住みたい、住み続けたい、住んで良かったと感じられる魅力あふれるまちにつなげていきます。

厚木市長 山口貴裕







ア ツ ギ ビ ジ ュ ア ル

Atsugi visual

アツギの魅力を知る

第11次厚木市総合計画は、
オーダーメイドで、
ハンドメイド。

つまり、-----
“ATSUGI MADE”
ア ツ ギ メ イ ド

な、計画なんです。-----

この計画には、厚木市に住むたくさんの方が
様々なカタチで関わっています。

この本を読んでいる、あなたもその一人。

総合計画では、10年後の未来を描いています。

そのころの厚木市は、

いったいどんなまちになっているのでしょうか？

そして、そこに暮らすあなたは？



オープンハウス

イベント会場や公共施設に職員が出向き、普段市政があまり身近でない方とも思いを共有しました。



意見交換会

ワークショップなどでの意見を基にして考えた今後10年のまちづくりの方向性について、お越しいただいた皆さんと直接意見を交わしました。

あつぎ未来創造プロジェクト

10代から80代までの幅広い年代の市民の皆さんと、誰もが住みたい・住み続けたいと思えるまちについて、様々な立場から議論しました。

厚木市の総合計画ができるまで...

まちづくりの主役は皆さんです。厚木市は、暮らしている方、学んでいる方、働いている方など、厚木市に関わるあらゆる人の思いで、形づくられていきます。第11次厚木市総合計画には、皆さんが思い描く「10年後の厚木市」への思いが詰まっています。

未来つなぐワークショップ

市役所でインターンシップを経験した大学生と、若い世代が住みたい・住み続けたいまちとはどんなまちか、市外に住んでいる方の視点も取り入れながら考えました。



中学・高校生によるワークショップ

10年後の厚木市で活躍する中学生・高校生と、思い描く理想のまちを共有しました。

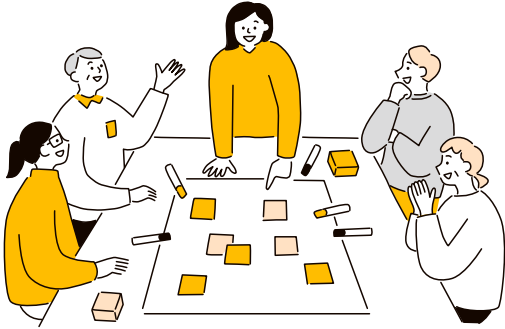


あつぎ女性100人プロジェクト

厚木市をウェルビーイング*なまちにするため、約100人の女性の視点をいかしたまちづくりワークショップを行いました。



違いを尊重し合い、
生き生きと暮らせるまち



子どもたちが
自分らしく育つまち



Atsugi City in 10 years

10年後の厚木市は、 どんな姿だろう？

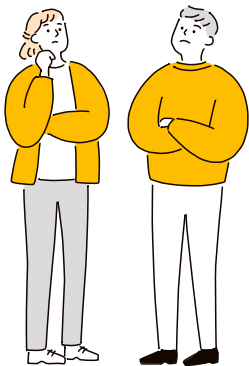
理想的な厚木市の姿は、関わる人の数だけあります。

年齢や立場はそれぞれ違って、

幸せを願う気持ちはみんな同じではないでしょうか。

一人一人が幸せに暮らせるまちを、共に創っていきましょう。

10年後の姿を
考えてみよう！



ゆるやかに関わり、
みんなで作るまち



もしもの時も
助け合えるまち

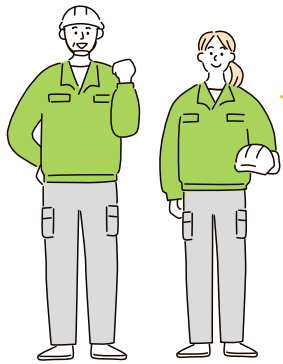
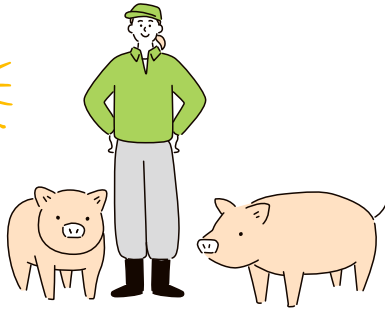
人口減少。そして
超高齢社会に…



それぞれに合った
学びが広がるまち



訪れる人も住む人も
“心が動く”まち

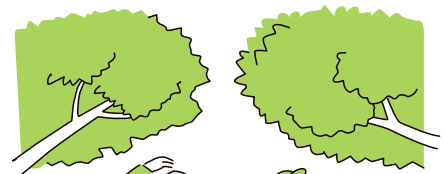


企業が集い、
働く楽しさが
見つかるまち

安全でスムーズに
移動できるまち



みんなで支え合う優しいまち



日常に
にぎわいが
あるまち



豊かな自然と
暮らすまち

目 CONTENTS 次

長期ビジョン

1	将来都市像	12
2	総合計画とは	12
3	計画の構成と期間	14
4	将来の目標人口	15
5	土地利用の方針	15
6	重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）	16
7	まちづくりの目標（政策）	22
8	施策（施策体系図 / 施策ページの見方）	24
	Ambitious（未来を切り開く）：子育て・教育	28
01	子育て	30
02	学校教育	31
	Together（共に創る、育む）：福祉・健康・コミュニティ	32
03	地域福祉	34
04	高齢者福祉	35
05	障がい者福祉	36
06	保健・医療	37
07	社会教育	38
08	市民協働	39
09	生涯学習	40
10	人権・平和	41
	Safe（安心と安全）：安心・安全	42
11	防災・減災	44
12	消防・救急	45
13	防犯	46
14	交通安全	47
	Unique（ほかにはない）：都市整備・産業	48
15	都市・交通	50
16	道路	51
17	基盤整備	52
18	公園・緑地	53
19	産業・労働	54
20	商業	55
21	農業	56

Green (自然と共に) : 環境	58
22 温暖化対策	60
23 循環型社会	61
24 自然・生活環境	62
Inspire (創造と発見) : スポーツ・文化芸術・魅力	64
25 スポーツ	66
26 文化芸術	67
27 観光	68
28 魅力発信	69
9 行財政運営の五つの基本姿勢	70
10 進行管理	72

資料編

1 策定の趣旨	74
2 策定の背景	75
3 人口の推移	84
4 人口の将来推計	86
5 まち・ひと・しごと創生総合戦略	90
6 土地利用の考え方	92
7 各施策の成果指標の説明	94
8 会議等の開催経過	96
9 第11次厚木市総合計画策定体制	98
10 厚木市総合計画審議会規則	99
11 厚木市総合計画審議会委員名簿	100
12 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について(諮問)	101
13 第11次厚木市総合計画長期ビジョン原案について(答申)	102
14 策定に向けた市民参加の実施概要	104
15 第11次厚木市総合計画策定に係るアンケート調査の概要	107
16 個別計画一覧	111
17 市民憲章など	114
18 用語解説	117

※本文中の「*」については、117 ページ以降の用語解説を参照してください。



長期ビジョン

本章では、本市が目指す将来都市像と、
これを実現するための六つのまちづくりの目標（政策）や
施策の方針、施策体系、重点プロジェクトを定める
「長期ビジョン」をまとめています。

- 1 将来都市像
- 2 総合計画とは
- 3 計画の構成と期間
- 4 将来の目標人口
- 5 土地利用の方針
- 6 重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)
- 7 まちづくりの目標(政策)
- 8 施策(施策体系図/施策ページの見方)
- 9 行財政運営の五つの基本姿勢
- 10 進行管理



長期ビジョン

1 将来都市像

つながる未来都市



セイフ

Safe

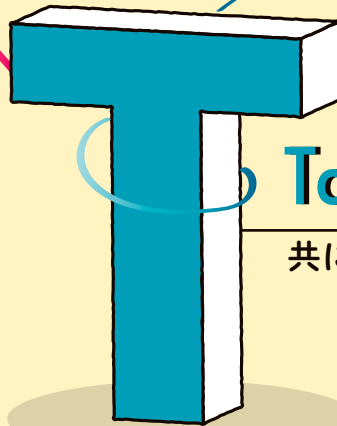
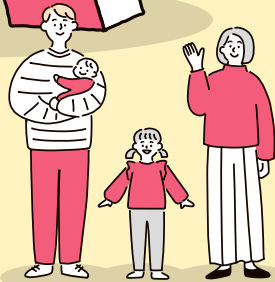
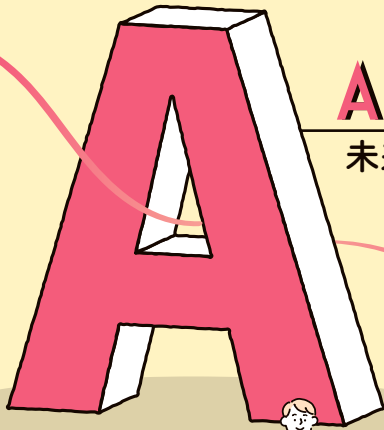
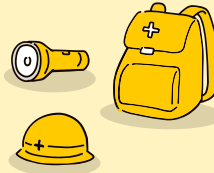
安心と安全



アンビシャス

Ambitious

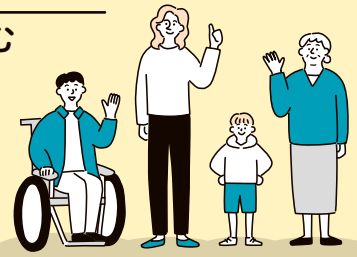
未来を切り開く



トゥゲザー

Together

共に創る、育む



長期ビジョン

2 総合計画とは

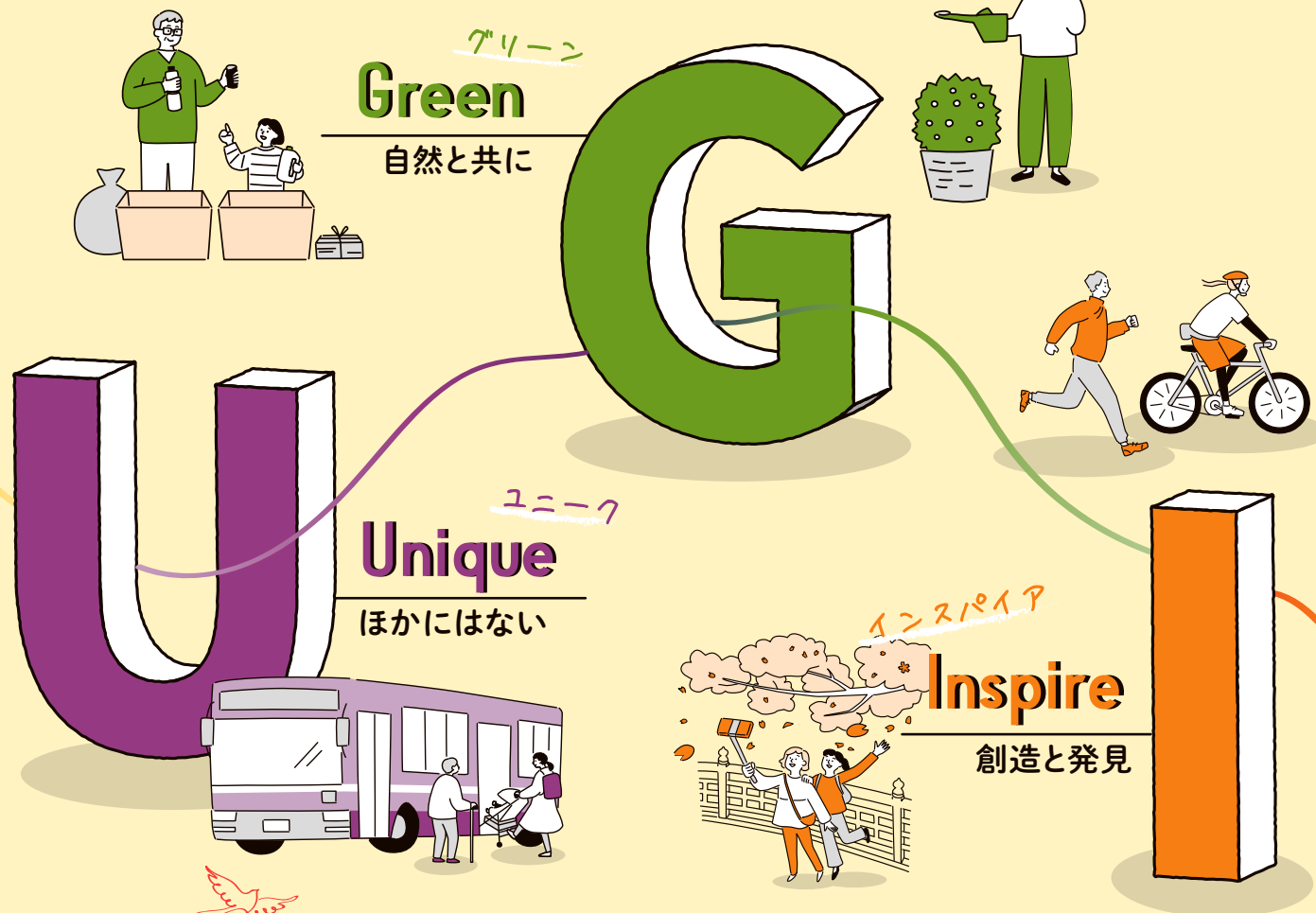
総合計画は厚木市自治基本条例*第16条の規定に基づいて策定するものであり、本市の将来都市像とその実現に向けたまちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、厚木に誇りを持てる魅力的なまちをつくることを目指します。

また、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画であり、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施します。

あ つ ぎ
-A-T-S-U-G-I-

-A-T-S-U-G-I-には、理想的なまちの姿の
実現に向けた思いを込めました。

これは、六つのまちづくりの目標（政策）につながります。



未来への
メッセージ

「つながる未来都市-A-T-S-U-G-I-」は、人・技術・自然が「つながる」
ことで実現します。先進技術と伝統、都市と自然、多様な市民が調和すること
で、新しい価値を創造し、市民がふるさと厚木に愛着と誇りを持てる「共創の
まち」を目指します。

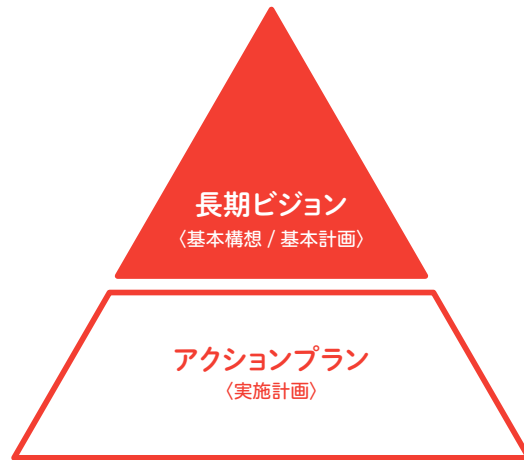
自然と人、技術と文化・芸術が地域と共に発展し、安心・安全で、住む人
だけでなく、訪れる人も感動する、全国・全世界から憧れを抱かれる魅力あ
るまちづくりを進めます。

3

計画の構成と期間

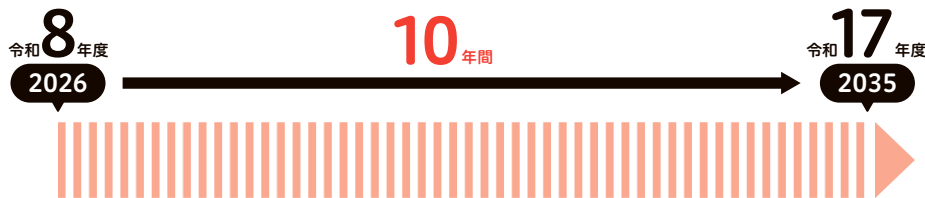
第11次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）は、「長期ビジョン」及び「アクションプラン」の2層で構成します。

なお、自治基本条例*第16条第1項に規定する「基本構想」は「長期ビジョン」とし、「これを具体化するための計画」を「長期ビジョン」及び「アクションプラン」としています。



1. 長期ビジョン

本市が目指す将来都市像と、これを実現するための六つのまちづくりの目標（政策）と施策の方針、施策体系、重点プロジェクト（まち・ひと・しごと創生総合戦略）を定めるものです。計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。



2. アクションプラン

長期ビジョンで定めた施策の方針に基づき、具体的な事業を年度別に定めるものです。計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年を第1期計画期間とし、令和13（2031）年度から令和17（2035）年度までの5年を第2期計画期間とします。



4 将来の目標人口

全国で人口減少と出生数・出生率の低下が想定を超えるペースで進み、今後、本市においても人口は更に減少していくことが見込まれています。当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策に取り組むとともに、人口減少に対する分野横断的な取組を進めることで、令和17(2035)年の人口を217,000人とすることを目指します。

※ P84～89「人口の推移」及び「人口の将来推計」参照



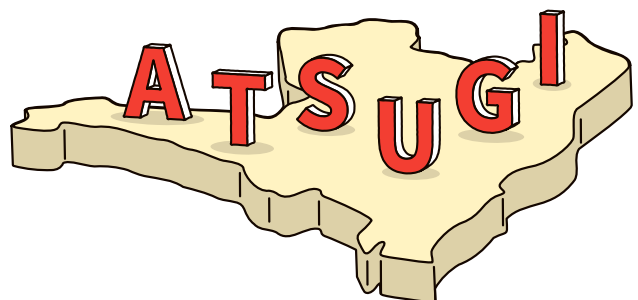
5 土地利用の方針

本市は、豊かな自然環境に恵まれるとともに、交通の要衝としての優位性をいかし、県央地域における拠点都市として発展を遂げてきました。

人口減少が進む中、今後の土地利用においては、地域コミュニティや日常生活に不可欠なサービスを維持するための将来を見据えた拠点づくりや、災害から市民を守るための取組が求められています。

このようなことから、主要な都市機能の配置と連携の在り方を将来都市構造に定め、都市的土地利用*と自然的土地利用*のバランスを図りながら、「土地利用の考え方」に基づき、計画的な土地利用を進めます。

※ P92「土地利用の考え方」参照



1. 目的

将来都市像や厚木市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）における人口の将来展望の実現を図るため、分野横断的に取組を推進する重点プロジェクトを位置付けます。



2. 構成

重点プロジェクトは、本市における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とし、まちづくりの新たな局面への対応を図るための三つの戦略と、各戦略に応じた重点テーマや取組により構成します。

また、各戦略には達成度合いを測る数値目標を設定するとともに、重点テーマの進捗を測る重要業績評価指標（KPI）*を設定し、総合計画と一体的に効果検証を行っていきます。

※重要業績評価指標（KPI）は、アクションプランに設定しています。

3. 三つの戦略

将来都市像の実現に向けて、本市の実情に応じた人口減少を和らげるための取組を戦略的に進めるために、「住みたい」「育てたい」「働きたい」をキーワードとする三つの戦略を掲げ、分野横断的に取組を進めます。

数値目標における目標値の考え方

本市の人口は、人口ビジョンにおける推計（厚木市推計）のとおり、国と同様、今後も減少が続いていくものと見込まれます。このような中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、当面は人口が減少するという事態を受け止めた上で、将来都市像の実現に向けた施策を講じていく必要があります。

そのため、総合計画の重点プロジェクトにおける、人口に係る数値目標は、人口減少のペースを緩和し、将来的に一定のレベルで歯止めがかかることを目指す、施策の効果を見込んだ将来の人口の推計（将来展望）を踏まえた目標値を設定します。

(1) 厚木市推計

厚木市推計とは、本市の人口がどの程度まで減少するかを示すものです。

(2) 将来展望

将来展望とは、本市が取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計であり、本市が目指すべき目標人口を示すものです。

戦略 1

住みたいまち

厚木の魅力を伸ばし、
住みたい住み続けたいまちをつくる



数値目標 総人口

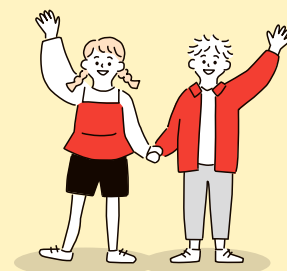
重点テーマ

- 1 | 新たな人の流れを生み出すまちづくり
- 2 | 新たな発見がある魅力的なまちづくり
- 3 | 穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり
- 4 | つながり支え合う地域づくり

戦略 2

育てたいまち

こどもたちが幸せに
暮らし続けられるまちをつくる



数値目標 0~14歳人口

重点テーマ

- 1 | 出産・子育ての希望がかなう環境づくり
- 2 | こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり

戦略 3

働きたいまち

地域経済の活性化により、
発展し続けるまちをつくる



数値目標 事業所数/従業者数
法人均等割納税義務者数

重点テーマ

- 1 | 暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり
- 2 | 人にも企業にも選ばれるまちづくり

戦略1

住みたいまち



厚木の魅力を伸ばし、 住みたい住み続けたいまちをつくる



魅力あるまちとは、誰もが訪れたいとなり、住みたい、住み続けたいと思えるまちであると考えます。本市の玄関口となる中心市街地等を核とした新たな人の流れを生み出す空間づくりや、訪れるたびに新たな発見がある場の創出、地域がつながり合い、いつまでも穏やかに暮らし続けられる環境づくりにより、住む人が誇りを持てる魅力あるまちをつくりたい。

重点テーマ

1 | 新たな人の流れを生み出すまちづくり

- 本厚木駅北口周辺の一体的かつデザイン・機能性に優れた街並みへの再整備
- 本庁舎敷地跡地の活用による中心市街地の活性化
- 心地よい時間を過ごせるエリアを目指した愛甲石田駅周辺の整備
- 交通利便性の高い広域的な道路網の整備

2 | 新たな発見がある魅力的なまちづくり

- スポーツ、文化芸術、歴史など新たな発見や感動を得られる環境づくり
- 観光や自然環境など地域に根差した資源を活用した取組の推進
- 広域的な課題の解決を図る取組の推進
- SNS*などの多様な情報発信ツールを活用した魅力発信体制の確立

3 | 穏やかに暮らせる安心・安全な環境づくり

- 災害による被害を最小限に抑える防災・減災対策の充実
- 犯罪を起こさせない環境づくりによる安心して暮らせるまちの実現

4 | つながり支え合う地域づくり

- 健康で自分らしく暮らし続けることができる地域社会の実現
- 市民と協働による地域課題の解決

数値目標



【参考】人口ビジョンにおける将来展望と厚木市推計との比較

総人口	令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和17(2035)年
将来展望	223,544人	220,818人	216,967人
厚木市推計	223,544人	218,983人	213,375人

※数値目標は、将来展望の数値を切り上げて設定しています。

戦略2

育てたいまち



こどもたちが幸せに暮らし続けられるまちをつくる

幸せに暮らし続けられるまちとは、こどもたちが自分らしく生活を送れるまちであると考えます。妊娠から出産、こどもの成長過程における切れ目のない支援や、こどもたちの可能性を引き出し自ら学び成長する教育環境の充実により、こどもたちが幸せを感じられるまちをつくります。

重点テーマ

1 | 出産・子育ての希望がかなう環境づくり

- 妊娠から出産、子育て期に応じた支援の充実
- 子育て世帯の定住促進を図るための支援の充実



2 | こどもたちが自ら学び成長できる環境づくり

- こどもたち一人一人に合わせた質の高い教育の提供
- こどもたちの個性を伸ばす環境づくり
- 地域への愛着と誇りを育む郷土学習の実施



数値目標



【参考】人口ビジョンにおける将来展望と厚木市推計との比較

0～14歳人口	令和7(2025)年	令和12(2030)年	令和17(2035)年
将来展望	23,903人	21,280人	20,229人
厚木市推計	23,903人	21,268人	19,956人

※数値目標は、将来展望の数値を切り上げて設定しています。

戦略3

働きたいまち



地域経済の活性化により、 発展し続けるまちをつくる

発展するまちとは、地球環境に配慮しつつ、人口減少社会においても経済・産業の活性化による豊かな社会をつくることで、市民一人一人が活力に満ちた生活を送れるまちであると考えます。経済基盤を支える産業の更なる成長や、市民の生活と企業活動を円滑にする利便性の高いまちづくりにより、将来にわたって持続可能な発展するまちをつくります。

重点テーマ

1 | 暮らしとまちを支える産業の活性化によるまちづくり

- 新たな産業拠点の創出による企業の誘致
- 経済基盤を支える中小企業の経営支援
- 就労の希望をかなえる取組の推進
- 地域の食を支える農業の振興



2 | 人にも企業にも選ばれるまちづくり

- 市民の快適な移動による地域の活性化
- 日ごろの移動の足となる地域公共交通の充実
- 生活を豊かにする魅力ある商業の振興
- 企業活動を支える交通環境の充実



数値目標

	現状値 R6	中間目標 R12	目標値 R17
事業所数 (経済センサス - 基礎調査)	7,235事業所	7,900事業所	8,500事業所
従業者数 (経済センサス - 基礎調査)	152,128人	153,000人	154,000人
法人均等割 納税義務者数	7,910事業所	8,600事業所	9,200事業所

※事業所数について、「経済センサス - 基礎調査」の対象は、民営事業所のうち、農業、林業及び漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの、その他の生活関連サービス業や外国公務に属する事業所、また、雇用者のいない個人経営の事業所を除いた事業所です。法人均等割納税義務者は、課税されている全ての事業所です。